

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 地震災害

海溝型地震の「日向灘地震」、内陸型地震の「えびの一小林地震」に加え、「南海トラフ巨大地震」を市の地震災害対策の基礎としている。

駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上度々大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

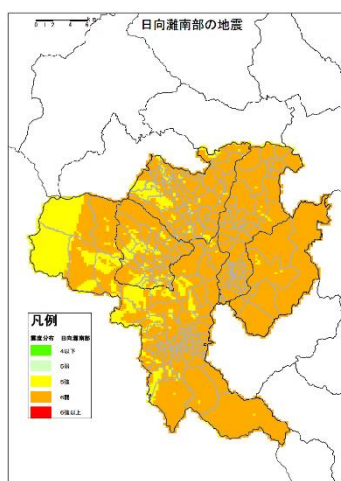
なお、平成 25 年 12 月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、当市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

《 地震被害想定結果の概要 》

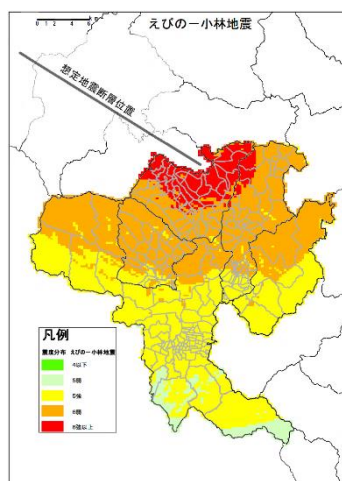
地震	最大震度	全壊・焼失	死者	根拠
日向灘南部地震 (M7.5)	震度 6 弱	1,481 棟	37 人 (冬夜)	【市】防災アセスメント調査 (平成 20 年 3 月)
えびの一小林地震 (M6.5)	震度 6 強	255 棟	7 人 (冬夜)	
南海トラフ巨大地震 (想定ケース①)	震度 6 強	約 1,100 棟 (冬 18 時)	約 60 人 (冬深夜)	【県】宮崎県地震・津波被害想定調査(令和 2 年 3 月)
南海トラフ巨大地震 (想定ケース②)	震度 6 強	約 1,100 棟 (冬 18 時)	約 60 人 (冬深夜)	

※想定ケース①：内閣府の強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定

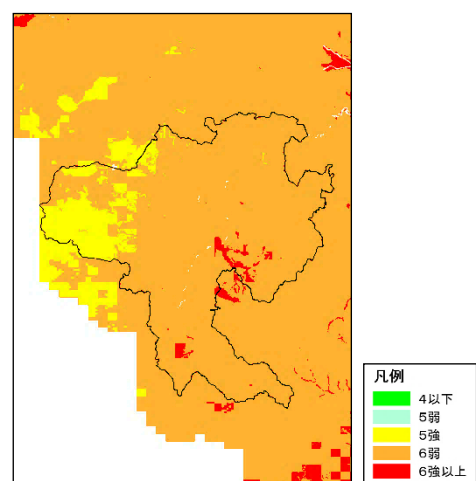
※想定ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定



日向灘南部地震



えびの一小林地震



南海トラフ巨大地震（重ね合わせ）

図 震度分布図

(左・中央図：防災アセスメント調査（平成 20 年 3 月）、

右図：宮崎県地震・津波被害想定調査(平成 25 年 9 月)のデータをもとに作成)

2) 風水害

台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、1 時間当たりの雨量が 50mm を上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、市内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念される。

① 洪水

当市における洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりである。
また、「防災重点ため池」は市内 11 か所が指定されている。

《 大淀川水系における浸水想定区域 》

河川名	河川管理者	区 間	指定日
大淀川	国土交通省 宮崎河川国 道事務所	左 大岩田町～高崎町縄瀬 右 大岩田町～高城町有水	平成 28 年 8 月 30 日 国九告示第 120 号
萩原川	県都城土木 事務所	左 安久町 ～ 下長飯町 右 上長飯町 ～ 甲斐元町	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 180 号
沖水川	〃	左 三股町樺山～上川東 4 丁目 右 三股町長田～吉尾町	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 181 号
丸谷川	〃	左 山田町山田 ～ 岩満町 右 夏尾町 ～ 岩満町	平成 30 年 12 月 6 日 宮崎県告示第 941 号
東岳川	〃	左 高城町大井手～高木町 右 高城町大井手～桜木	令和元年 7 月 18 日 宮崎県告示第 182 号
高崎川	〃	左 高崎町前田～縄瀬 右 高崎町前田～岩満町	平成 31 年 3 月 28 日 宮崎県告示第 226 号

※ 浸水想定区域の詳細は、「都城市防災マップ」及び市ホームページによる。

② 土砂災害

当市は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害警戒区域等の指定されている地域が多くある。

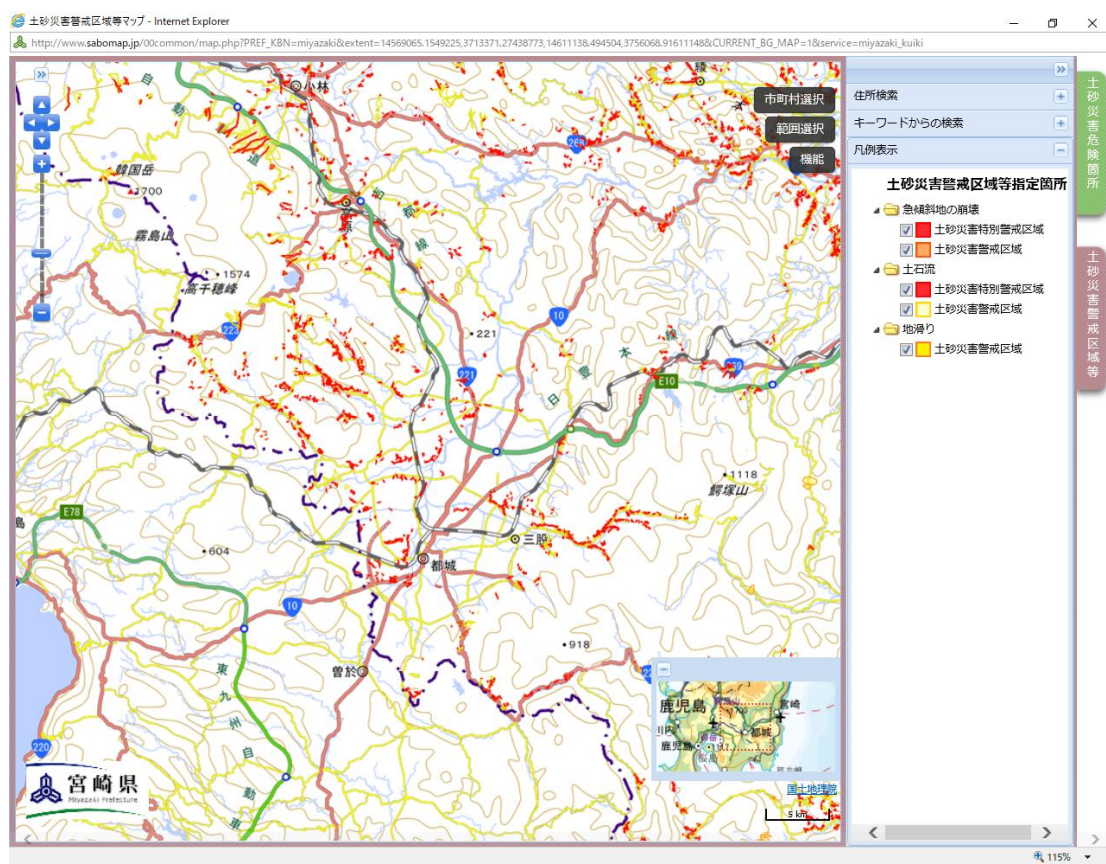


図 土砂災害警戒区域等情報マップ(宮崎県 HP)

表 土砂災害警戒区域等の指定状況

区分		箇所（地域）数
山地災害危険地区（国）	山腹崩壊危険地区	10 ※R1.5.1 現在
	崩壊土砂流出危険地区	18 ※R1.5.1 現在
山地災害危険地区（県）	山腹崩壊危険地区	337 ※R2.3 月現在
	崩壊土砂流出危険地区	127 ※R2.3 月現在
	地すべり危険地区	1 ※R2.3 月現在
土砂災害警戒区域 ※（ ）内は土砂災害特別警戒区域	土石流	140（83） ※R2.3 月現在
	急傾斜地の崩壊	724（653） ※R2.3 月現在

3）火山災害

霧島山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する国内有数の活火山であり、噴火した場合には当市にも影響がある可能性が高い。

今後、霧島山での噴火の可能性の高い4か所(「新燃岳」「御鉢」「えびの高原(硫黄山)周辺」「大幡池」)において火山活動が活発になった場合の火口ごとの立ち入り禁止区域などは、次図のとおりである。

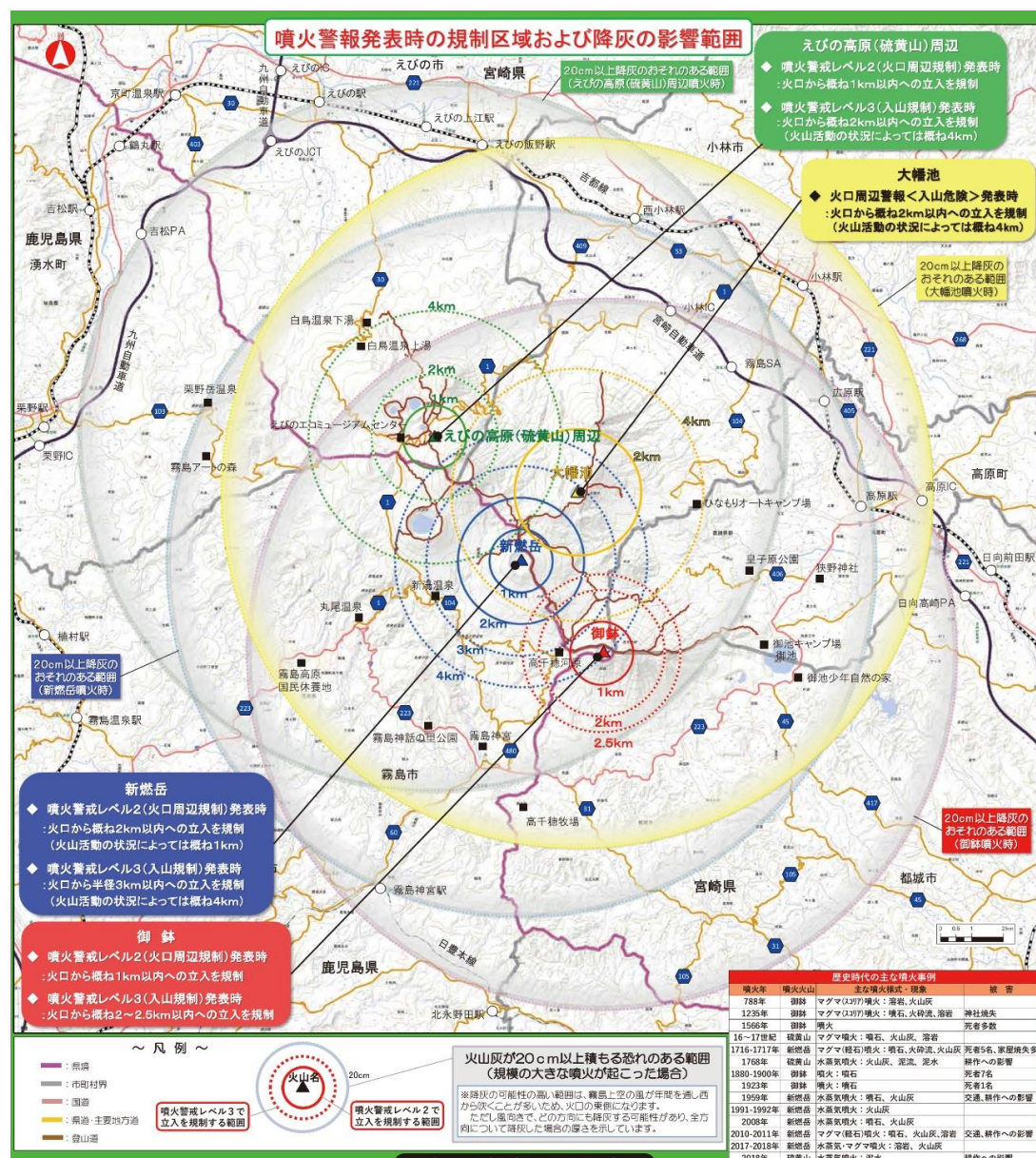


図 霧島山火山防災マップ

(出典: 霧島山火山防災マップ、霧島山火山防災協議会監修、平成31年2月作成)

4) 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルス感染症のように全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある。また、当市の基幹産業の一つである畜産業において、家畜に感染症が発生することにより、当市の経済に重大な影響を与えることも多い。

(2) 商工業者の状況(令和3年3月31日時点)

・商工業者数 : 7, 444人

・小規模事業者数：6, 289人

以下、都城商工会議所、中郷商工会、山之口町商工会、高城町商工会、荘内商工会、山田町商工会、高崎町商工会を当会等と言い換える。

業種	地区内 事業者数	内訳		商工業者数 に占める小 規模事業者 の割合
		小規模事 業者以外	小規模事 業者 (A)	
農林水産業	121	14	107	88.4%
鉱業	11	4	7	63.6%
建設業	1,096	72	1,024	93.4%
製造業	535	122	413	77.2%
卸売・小売業	2,881	437	2,444	84.8%
金融・保険業	117	36	81	69.2%
不動産業	214	9	205	95.8%
運輸・通信業	138	69	69	50.0%
電気・ガス・水道・熱供給業	3	2	1	33.3%
サービス業	2,328	390	1,938	83.2%
合計	7,444	1,155	6,289	84.5%

(3) これまでの取組

- ・BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険の加入促進
- ・当市の防災訓練への参加
- ・宮崎県と東京海上日動火災保険株式会社が締結しているBCP協定に従い、平成29年度以降毎年開催されるBCPワークショップやセミナーの共催と会員企業への参加依頼

II 課題

当市は北西部に霧島山があり火山噴火の影響を受けやすい地域である。平成23年1月には約300年ぶりといわれる中規模のマグマ噴火があり、その後平成29年、平成30年にも噴火が確認されている。また、「日向灘南部地震」「えびのー小林地震」「南海トラフ地震」が想定されており、一定の被害が発生することを危惧している。さらに当市においては、大淀川水系に多数の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定されている区域があり多数の事業者が存在している。感染症対策としては、事業者の基本的なBCP（従業員に対する予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄など）の徹底が求められる。このため、下記点において課題を抱えていると考えている。

- 1) 事業者の災害等リスクに対する認知度が低く、BCPに関する情報提供・周知が不十分であること。
- 2) 当会等において緊急時に対応する体制や関係機関と連携する体制が不十分であること。
- 3) 損害保険や共済に対する助言を行える当会等の指導員が不足しており、具体的に事業者のBCP作成支援やリスクファイナンスを提供できていないこと。

III 目標

- 1) 事業者の災害等リスクに対する認知度が低く、BCPに関する情報提供・周知が不十分であること。

当市内の小規模事業者等へ災害等リスクを認識させ、BCPの情報を提供し、その必要性を周知する。具体的にはBCPワークショップやセミナーへの参加依頼を継続的に行うなどして、小規模事業者等への普及啓発活動を続けていく。

2) 当会等において緊急時に対応する体制や関係機関と連携する体制が不十分であること。

当会等は、災害発生後事業者の活力を一刻も早く回復し、地域経済を速やかに復興させるために尽力することが必要である。そのためには何よりも当会等自身が速やかに業務を再開することが不可欠であり、当会等自身がそれぞれBCPを策定し、災害リスクに備えることが重要である。

また、災害発生時に宮崎県や当市等と連携できるように関係機関との連携体制を構築し、一たび災害が発生した際には円滑な連携ができるようにしておく必要がある。

3) 損害保険や共済に対する助言を行える当会等の指導員が不足しており、具体的に事業者にBCP作成支援やリスクファイナンスを提供できていないこと。

当会等は、事業者に対して災害リスクを周知させる普及啓発活動を行いながら、簡易なBCP（「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等）を作成させると共に、「ビジネス総合保険」への加入を促進する。具体的には、5ヶ年で計画区域内総事業者数の1%にあたる75事業所の新規加入を目指し、事業者のリスクファイナンスを実現する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会等は当市と連携し、以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・当会等は、巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催もしくは共催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者に対し常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知する。また、マスクや消毒液等の備蓄やテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。
- ・小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。東京海上日動火災保険株式会社が提供する「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等を活用しBCPを作成させると共に、

東京海上日動火災保険株式会社が提供する「ビジネス総合保険」への加入を促進し、事業者のリスクファイナンスを実現する。本商品は現段階において感染症に対するリスクファイナンスも実現可能となっている。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・都城市事業継続力強化支援協議会を設立し、令和4年度中に作成。

3) 関係団体との連携

- ・当会等は関係機関と連携を強化し、普及啓発活動への協力依頼やセミナー等の主催もしくは共催を行う。
- ・別表4の連携して事業を実施する者に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象としたセミナーを開催もしくは共催し、普及啓発活動を行う。
- ・別表4の連携して事業を実施する者からBCPに関する情報やツールを提供いただき、またリスクファイナンスを実現できる損害保険商品等の提供を受ける。

4) フォローアップ

- ・都城市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会等、当市）を開催し、事業者のBCP等の取組状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練を必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害発災後3時間以内に職員の安否確認と業務従事可否の確認を行う。
- ・地区内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会等と当市で3日以内に共有。

大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内の1%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない

- ・国内において感染症が流行した場合、職員の体調管理を行うとともに、手洗い・うがい等の徹底を行い、必要に応じ事業所の消毒も行う。また、宮崎県や当市における感染状況の把握や最新の正しい感染情報の入手に努める。

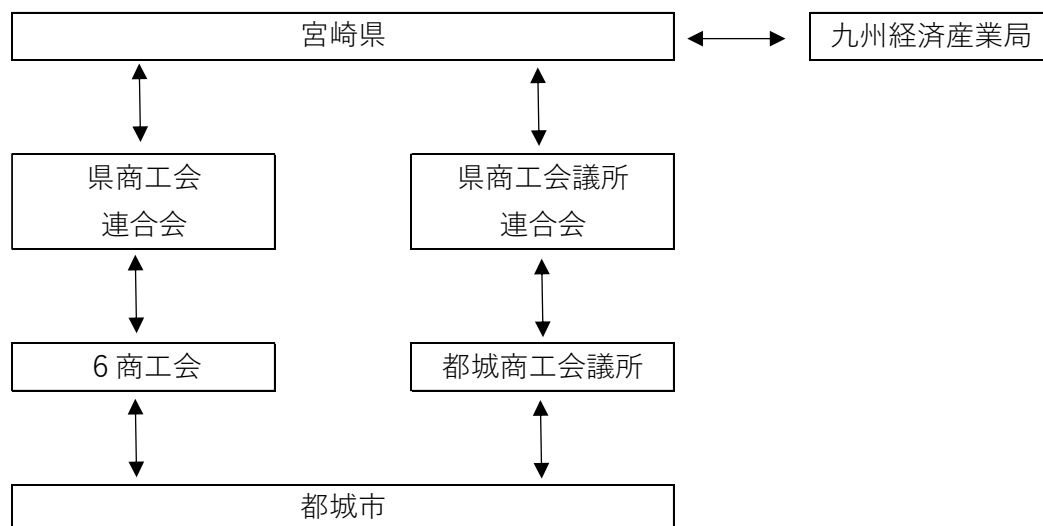
2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会等と当市との間で上記被害状況を確認し、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を策定する。
- ・ 確認に際し、職員自身が目視で命の危険を感じる状況の場合は、人命を優先し職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に確認する等の対応が必要となる。また、職員が被災して対応できないことも考慮する必要がある。
- ・ 自然災害等の二次被害を防止することも加味した上で、応急対策方針を策定する。
- ・ 感染症対策としては、国や宮崎県から「緊急事態宣言」等が出た場合には、宮崎県や当市と緊密に連携し当会等による感染症対策を策定する。
- ・ 本計画により、当会等と当市は以下の間隔で被害や感染情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降必要な期間	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 当会等と当市は、自然災害等発生時に、地区内の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを事前に構築しておく。
- ・ 自然災害等による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会等と当市が共有した情報を、宮崎県が指定する様式に記載し、当会等により（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県へ電話、メール、FAX等の手段で報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会等と当市が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて宮崎県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 当会等と当市は相談窓口の開設方法について協議して決める。当会等は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口を設置する場合は、自然災害等による被害の発生が収まり、安全性が確認された場所において設置する。
- ・ 当会等と当市は、応急時に有効な被災事業者施策（国、宮崎県や当市等の施策）について、

地区内の事業者にも周知する。また、可及的速やかに被災事業者施策が事業者にも実施できるよう最善を尽くす。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

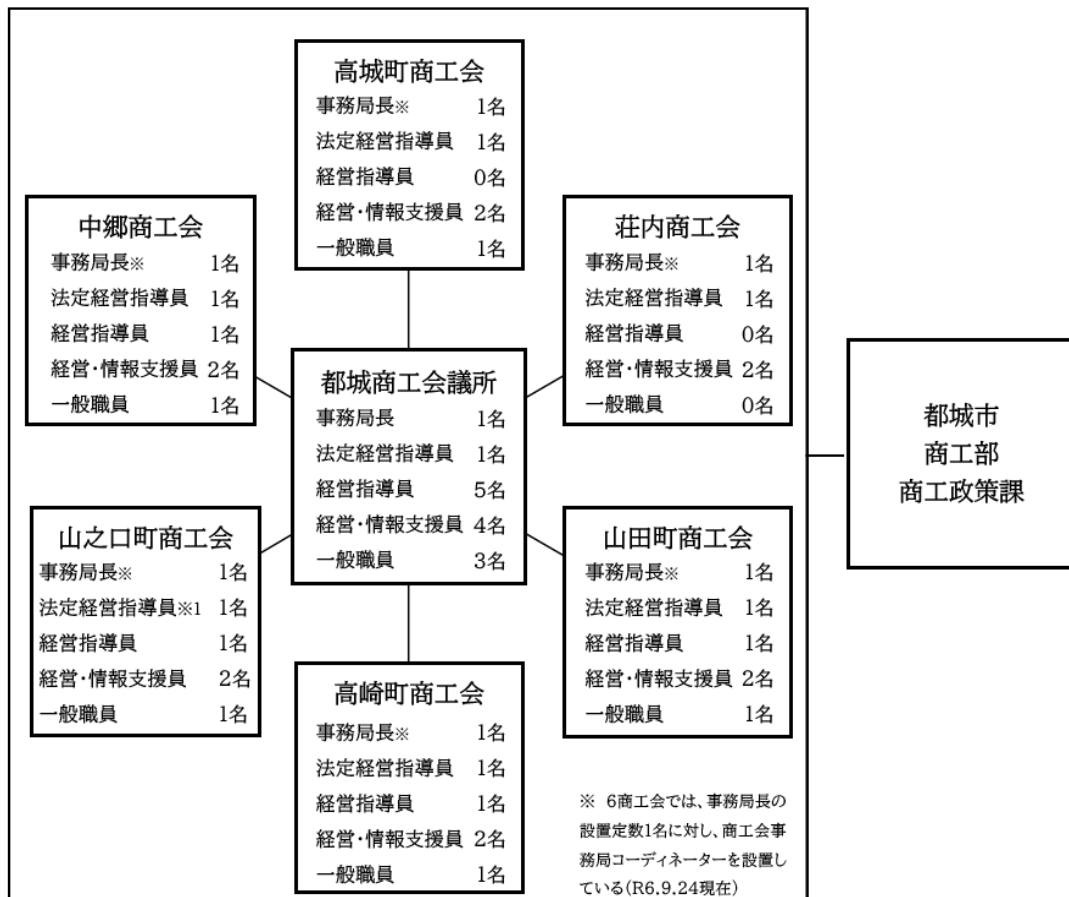
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年9月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

名称	肩書	氏名	連絡先
都城商工会議所	経営指導員	村上 昌弘	連絡先は後述(3)①参照
中郷商工会	経営指導員	長倉 義忠	
山之口町商工会	経営指導員	市谷 法明	
高城町商工会	経営指導員	若松 健治	
荘内商工会	経営指導員	山下 裕二	
山田町商工会	経営指導員	早川 桂	
高崎町商工会	経営指導員	日高 彰之	

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３） 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	E-mail
都城商工会議所	885-0071	都城市中町17街区2号TERRASTA2F	23-0001	0986-23-7222	m4501@miyazaki-cci.or.jp
中郷商工会	885-0044	都城市安久町6867番地	39-0334	0986-39-0257	nakago@miya-shoko.or.jp
山之口町商工会	889-1802	都城市山之口町花木2039番地6	57-2016	0986-57-2257	yamanokuchi@miya-shoko.or.jp
高城町商工会	885-1202	都城市高城町穂満坊306番地	58-2020	0986-58-3034	takajo@miya-shoko.or.jp
荘内商工会	885-0114	都城市庄内町8608番地2	37-0024	0986-37-0012	sounai@miya-shoko.or.jp
山田町商工会	889-4602	都城市山田町中霧島2939番地2	64-2057	0986-64-3110	yamada@miya-shoko.or.jp
高崎町商工会	889-4505	都城市高崎町大牟田1247番地96	62-3131	0986-45-8666	takazaki@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

都城市役所 商工部商工政策課

〒 8 8 5 － 8 5 5 5 宮崎県都城市姫城町 6 街区 2 1 号

T E L : 0 9 8 6 － 2 3 － 2 9 8 3 / F A X : 0 9 8 6 － 2 3 － 2 6 5 8

E-mail : shogyo@city.miyakonojo.miyazaki.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	210	210	210	210	210
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフレット・チラシ 作成費等	70	70	70	70	70
・感染対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、都城市補助金、宮崎県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎市広島 2-5-11 東京海上日動ビル 宮崎支店長 太田垣 大将	
連携して実施する事業の内容	
1. B C P 策定セミナーの共催 2. リスク認識や B C P 関連情報の提供 3. 事業者の B C P 作成支援 4. 事業者へのリスクファイナンスの提供	
連携して事業を実施する者の役割	
1. セミナーの企画・運営や講師の派遣 2. リスク実態や B C P 情報が記載されたツールの提供 3. B C P を作成するツールの提供と個別相談 4. 損害保険加入に関する相談、加入勧奨	
連携体制図等	